

専決処分の報告について

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、
地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月7日提出

秦野市長 高橋 昌和



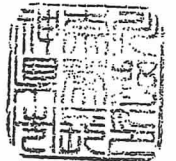
専 決 処 分 書

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

- 1 賠償金額
52,736円
- 2 賠償の相手方
横浜市戸塚区東俣野町107-2
株式会社GREENPIC横浜植物
代表取締役 神崎浩佐

平成30年4月25日

秦野市長 高橋昌和



事故の概要

- (1) 発生日時
平成30年2月6日午前9時頃
- (2) 発生場所
秦野市今泉2059番地先
- (3) 事故の状況

株式会社GREENPIC横浜植物所有のダンプトラックが、上記場所の平沢59号線を走行中、グレーチングの上を通過した際にその一部が跳ね上がり、車両の一部及び車両の底面に据え付けていたスペアタイヤが損傷した。

- (4) 本市の責任原因
市道の管理^{かし}瑕疵
- (5) 本市の責任割合
100パーセント